

平成29年度答申第46号  
平成30年3月23日

諮問番号 平成29年度諮問第39号（平成29年12月7日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条に基づく立替払事業に係る未払賃金額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金額等の確認処分（以下「本件確認処分」という。）及び不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人が本件不確認処分を不服として審査請求した事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていな

い賃金)があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」(立替払の事由)として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。)2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。)8条は、事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態(事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ賃金支払能力がない状態)になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。
- (3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。
- (4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日(以下「基準退職日」という。)以前の労働に対する労働基準法(昭和22年法律第49号)24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている(賃確令4条2項)。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年11月5日、P社(以下「本件会社」という。)に雇用された。

(平成28年10月7日付け確認通知書)

- (2) 処分庁は、平成28年9月7日、本件会社について、上記2(2)の認定(事業主が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態になったことの認定)を行った。

(認定通知書)

- (3) 審査請求人は、平成28年9月28日、処分庁に対し、未払の定期賃金が、支払期日を同年6月10日とする206,000円であること等の確

認を求める申請を行ったところ、処分庁は、同年10月7日、審査請求人に対し、同申請に係る金額の全額を確認する処分を行った。

(平成28年9月28日受付の確認申請書、同年10月7日付け確認通知書)

(4) 審査請求人は、平成28年12月16日、処分庁に対し、基準退職日が同年6月30日であること、未払賃金の額が、支払期日をそれぞれ同年1月10日、同年2月10日、同年3月10日、同年4月10日、同年5月10日及び同年6月10日とする時間外労働手当並びに支払期日を同年7月10日とする基本賃金及び時間外労働手当の合計677,355円であることの確認を求める本件確認申請を行った。

(平成28年12月16日受付の確認申請書)

(5) 処分庁は、平成29年1月16日付けで、本件確認申請に対し、基準退職日を平成28年5月31日とし、未払賃金の額のうち、

① 支払期日平成28年1月10日の「時間外手当」のうち43,496円、同平成28年2月10日の「時間外手当」のうち80,871円、同平成28年3月10日の「時間外手当」54,467円、同平成28年4月10日の「時間外手当」26,941円、同平成28年5月10日の「時間外手当」10,848円、同平成28年6月10日の「時間外手当」68,154円

② 支払期日平成28年7月10日の「未払賃金の額」225,311円を不確認とする不確認通知書を平成29年1月17日に審査請求人に交付し、本件不確認処分を行った。

また、処分庁は、同日、本件確認申請について、上記①及び②の部分を除いた部分を確認する本件確認処分を行った。

(平成29年1月16日付け不確認通知書、平成29年1月17日付け確認通知書)

(6) 審査請求人は、平成29年1月20日、審査庁に対し、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(7) 審査庁は、平成29年12月7日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきとして諮問した。

(諮問書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、確認申請した平成27年12月21日から平成28年6月30日までの時間外労働手当の一部しか確認処分しなかったが、審査請求人は、スマートフォンのカレンダーで記録した時間まで残業していた。
- (2) 基準退職日については、本件会社の代表取締役であったQ等の申述及び雇用保険被保険者離職票などから審査請求人と本件会社の労働契約は平成28年5月31日をもって終了しているものと認めるのが相当であると処分庁は判断しているが、審査請求人は、Qからも、本件会社の労働者であったR及びSからも、同日で本件会社との労働契約が終了しているとは聞いていない。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審理員の意見は、処分庁が確認しなかった上記第1の3(5)①及び②のいずれについても確認することができないため、本件審査請求は棄却されるべきというものであった。

これに対し、審査庁の判断の要旨は、以下のとおりである。

- 1 審査請求人の基準退職日については、Q及びRの申述並びに雇用保険被保険者離職票などから、審査請求人と本件会社との労働契約は平成28年5月31日をもって終了しているものと認めるのが相当である。よって、支払期日が同年7月10日の基本賃金206,000円及び時間外労働手当19,311円については、同年6月1日以降において審査請求人と本件会社との労働関係が存在しないことから、確認することはできない。
- 2 また、支払期日が平成28年1月10日から同年6月10日までの時間外労働手当については、審査請求人の給与明細書等に時間外労働等に関する手当の記載はない。本件会社には、タイムカード、出勤簿といった労働時間を記録した書類もないことから、処分庁は、審査請求人の同僚の申述等を踏まえて、元労働者Aの終業時刻のメモ、出張時の時間外労働に関するQ及び元労働者Bの申述等により、審査請求人の申立内容について裏付けのとれたものを確認したと認められるところ、この考え方それ自体は妥当であると思料する。処分庁が確認した時間外労働に対する未払賃金に一部誤りがあるものの、本来確認すべきであった金額よりも高い金額で確認処分しているため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）48条の規定により、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできないものである。
- 3 したがって、本件不確認処分は時間外労働に対する未払賃金の計算に妥当

でない部分があるが、審査請求人の不利益に変更することはできないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はいかがわれない。

#### 2 本件処分の適法性及び妥当性について

##### (1) 平成28年5月31日をもって基準退職日と認定できるか

ア 基準退職日とは、労働者が退職の意思表示をした日だけではなく、契約期間の満了、使用者による解雇などにより当該労働者の雇用契約が終了した日をも含むほか、雇用契約の終了事由が明確に認められない場合であっても、企業等が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能となった日も含まれるものと解される。

本件において、平成28年5月31日をもって審査請求人の基準退職日であると認定するためには、同日をもって本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能になったと認定できるか、あるいは、使用者による解雇があったことが認定できなければならない。

イ 審査庁は、平成28年5月31日をもって労働関係が終了したものと判断しており、その根拠として、Q及びRの申述、雇用保険被保険者離職票の記載等を挙げている。

本件会社の事業活動の停止及び従業員の離職等に関するQ及びRの申述等の内容は、要旨以下のとおりである。

##### ① 平成28年10月26日付けのQからの聴取記録

本件会社は平成28年5月31日に事業を停止した。Rが、「5月下旬に会社を閉めるから、皆もその日をもって会社をやめることになる。」というようなことを説明していたこともある。Rが労働者に対して離職について説明しなかった場合は私が説明した。

本件会社の労働者について平成28年5月31日付けで雇用保険の資格喪失手続を行った。

本件会社の労働者らは平成28年6月中も本件会社の工場で働いていたが、本件会社は既に業務停止していたため、本件会社の労働者として働いていたわけではないと理解している。

(聴取記録 (平成28年10月26日付け) )

② 平成28年6月1日付けのQからの録取書（審査庁が追加して提出したもの）

成28年5月27日頃、労働者らに対して、B工場で、「平成28年5月下旬にP社を閉めるから、皆もその日をもってP社をやめることになる。」という話をした。

（録取書②（平成28年6月1日付け）及び添付資料）

③ 平成28年12月2日付けのRからの聴取記録

Qは、平成28年5月31日で事業停止すると私に報告した。Qが事業停止を他の従業員に告げていたかどうかは知らない。事業停止の話は従業員同士で広まっていた。

T社から受注を受け、代金の一部の支払を受けていたものについて、製品を納入するために平成28年6月も工場を稼働させ、残った従業員が作業を継続した。

従業員については、受注残を処理した後、一部の従業員はT社の従業員として雇用される見込みがあったが、審査請求人は平成28年6月20日頃、T社に移ることを断った。その日の前後に、審査請求人に対して、「給料が当たらないかもしれないから職業安定所に行って失業保険の手続をしたらどうか。」と勧めた。

平成28年6月以降残って作業していた従業員は、賃金が支払われない可能性があることを知りながらも働いていた。無償の作業になる可能性が非常に高いことから作業場に来なくてもよいことも伝えた。

（聴取記録（平成28年12月2日付け））

④ 雇用保険被保険者離職票では、離職日は平成28年5月31日と記載されている。

（雇用保険被保険者離職票）

以上の証拠から審査庁がいかなる事実を認定したのかは明らかでないが、上記証拠を含む本件の全資料から、本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能になったと認定できるか、あるいは、使用者による解雇があったと認定できるかを検討することとする。

ウ 本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能になったと認定できるか

上記証拠によると、Qは平成28年5月31日をもって事業活動を停止するとの意思を有していたことは認定できる。

しかし、一方で、平成28年6月以降も本件会社の工場が稼働しており、本件会社が受注した製品を納入するために従業員らが作業を継続していたこと、Qもこれを知っていたことが認定できるのであって、かかる事実を照らすと、実際に本件会社の事業活動が廃止したと認定するのは困難である。

事業活動が廃止したというためには、Qが事業活動を停止する意思を有することだけでなく、実際に本件会社の事業活動の実態がなくなったといえなければならず、少なくとも本件会社の工場が稼働していた平成28年6月中は、事業活動の実態がなくなったとはいえない。また、従業員らは本件会社が受注した製品を納入するために実際に作業を継続していたのであるから、労働者の就労が不可能になったともいえない。

したがって、本件においては、平成28年5月31日をもって本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能になったと認めることはできない。

#### エ 使用者による解雇があったと認定できるか

上記認定事実によれば、Qは平成28年5月31日をもって労働関係を終了させる意思を有していたと認められる。したがって、事業活動が継続していたかどうかにかかわらず、解雇が認定できれば、これをもって審査請求人が「退職」したと認める余地はあるが、審査請求人に対する解雇を認定するには、Qが解雇の意思を有していたことだけでなく、審査請求人に対して解雇が告げられていたなど、解雇の意思表示が到達していたことが必要である。

そこで、これに関する上記証拠の内容をみるに、Qからの平成28年6月1日付け録取書では、「平成28年5月27日頃、労働者らに対して、B工場で、『平成28年5月下旬にP社を閉めるから、皆もその日をもってやめることになる。』という話をした」旨記載されている。

しかし、Qからの平成28年10月26日付け聴取記録では、「Rが『5月下旬に会社を閉めるから、皆もその日をもってやめることになる。』というようなことを説明していたこともある。」、「Rが労働者に対して離職について説明しなかった場合は私が説明した。」旨記載されており、上記平成28年6月1日付け録取書での申述から変遷している。

また、Rの申述内容をみるに、Rは、「社長が事業停止を他の従業員に告げていたかどうかは知らない。」と述べ、Qが労働者らに対して解雇を

告げたとの申述はなく、R自身が解雇を告げたとの申述もないのであって、Qの申述とは一致していない。

したがって、Qが平成28年5月27日頃労働者らに対して解雇を告げた旨の申述は、これを裏付ける資料はない上、Rの申述とも一致しないのであって、そのまま信用することは困難である。

また、Rは、「6月以降残って作業していた従業員は、賃金が支払われない可能性があることを知りながらも働いていた。無償の作業になる可能性が非常に高いことから作業場に来なくてもよいことも伝えた。」旨申述しているのであるが、平成28年6月以降も労働関係はあるとの認識を前提とした上で賃金は不払いとなる可能性が高いことを告げていたとも評価することができ、Rが従業員らの解雇があったと認識していたとも認められない。

Qは、雇用保険被保険者離職票の離職日を平成28年5月31日と記載するよう手続をしているが、これだけではQが従業員らとの労働関係を終了させる意思を有し、これを表明したとの事実を認定できても、従業員らに対して労働関係を終了させる旨告げたことまでは認定できない。

審査請求人が雇用保険被保険者離職票をもって公共職業安定所に求職申込みをしたのは平成28年7月1日であり、審査請求人が同年6月にも本件会社で作業を継続していたのは本件会社との雇用関係が終了していないとの認識だったと考えるのがむしろ自然であり、この点からも審査請求人に解雇が告げられていたとみることは困難である。

そもそも、解雇は、労働関係を終了させるという法律効果を生じさせるものである以上、明確な方法で労働者に告げられるべきものであり、仮に使用者が労働者を解雇する意思を有していたとしても、これを明確に労働者に告げるなどして意思表示を到達させなければ、解雇が有効にされたとはいえないのは当然である。しかも、本件では、Qは平成28年6月中も従業員らが本件会社の工場で作業をしていたことを知っていながら放置したというのであり、解雇したと矛盾する態度である。

よって、本件の証拠関係の下では、審査請求人に解雇が告げられていたとは認めることはできないから、解雇を認定することはできない。

オ 以上により、本件においては、平成28年5月31日をもって本件会社が事実上倒産して事業活動を廃止し、その結果労働者の就労が不可能になったこと、及び使用者による解雇があったことのいずれも認定でき

ないから、同日をもって基準退職日と認定することはできない。

(2) 時間外労働手当について

審査庁は、審査請求人が申し立てた時間外労働について、その裏付けの取れたものを確認するとの考え方で、時間外労働手当の金額を計算している。

時間外労働については、実際の労働時間を基に算定すべきであるところ、本件においては、通常実際の労働時間が記録されているタイムカードや出勤簿等はない。労働者が自ら記録していたメモに基づく申立ては、申立内容について裏付けがあるものについては、客観性を認めて算定の基礎とし、裏付けのないものについては客観性が不十分であるとして算定の基礎としないとの審査庁の考え方は、不合理ではない。

しかし、上記第2記載のとおり、審査庁は平成28年5月31日を基準退職日と認定しており、同年6月分の時間外労働手当を算定していないので、結局、時間外労働手当に係る判断は妥当でない。

- (3) したがって、本件確認処分及び本件不確認処分は、平成28年5月31日を基準退職日とし、同年6月分の賃金については、基本賃金についても時間外労働手当についても確認しないとした点において、いずれも妥当でない。

3 付言

審査請求人は、処分庁に対し、平成28年12月16日に本件確認申請をしているが、これに対して、処分庁は、平成29年1月16日付けで不確認通知書を作成するとともに、同月17日付けで確認通知書を作成し、2通の処分通知書が作成されている。これら2通の処分通知書の内容は、一方は、確認申請があったもののうち不確認とする部分を記載し、もう一方は確認する部分を記載したものであって、実質的には同じものである。

法令に定められた申請に対する応答処分を行政庁が行うに当たり、1つの申請に対して日付の異なる複数の処分を行うことは、一般に法令が予定していないところであり、かかる複数の処分の存在は法律関係を複雑化させ、審理を混乱させる上、本件不確認処分のみならず本件確認処分についても事後処理が必要になるなど無用な混乱をもたらすものである。審査庁は、本件のように申請された金額の一部のみを確認できた場合には確認通知書に確認できた金額のみを記載すれば足りることから、不確認通知は不要な行政処分となるものである等と説明する一方で、審査請求人は本件審査請求の対象を不

確認処分とするなど、係争処分に関する理解に看過できない相違が審査関係人の間で生じているところであり、処分庁の行った申請処理の手続は適切とはいえない。

#### 4 まとめ

以上によれば、本件審査請求に係る処分は取り消されるべきであり、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	大	橋	洋	一